

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業実施要綱及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても障害福祉サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等を支援するため、サービス提供に必要となる設備・備品の購入等に対する補助を行うことを目的とし、これに要する経費について、予算の範囲内で交付する。

(交付の対象及び補助額)

第3条 この補助金の交付対象及び補助額については、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の申請者は、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等を運営する法人（以下「補助事業者」という。）とし、補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要関係書類を添え、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容の審査を行い、交付すべきと認めるときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。)又は事業の内容の変更(補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない変更を除く。)をする場合には、事業内容変更承認申請書（様式第3号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、（様式第5号）に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 知事は、第4条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (10) 知事は、第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（実績報告）

- 第7条 補助事業者は、当該事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、知事が別に定める日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第8条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合には、その報告に係る補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額

を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、精算払とする。

（申請の補正が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 申請者の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該交付決定を取り消すものとする。

（その他）

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金に適用する。

別表（第3条関係）

対象事業所・施設		補助基準額	対象経費	補助額（率）
【障害者総合支援法】 ・ 居宅介護事業所 ・ 行動援護事業所 ・ 重度訪問介護事業所 ・ 同行援護事業所 【児童福祉法】 ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所 ・ 保育所等訪問支援事業所	1月あたり延べ訪問回数 200回以下	1事業所 あたり30万円	1 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応 （気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に障害福祉サービスを継続するために必要な費用） 2 災害備蓄等への対応 （災害発生時に障害福祉サービスを継続するために必要な費用）	消費税相当額を除いた対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して、いずれか少ない額とする。 （当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）
	1月あたり延べ訪問回数 201回以上 2,000回以下	1事業所 あたり40万円		
	1月あたり延べ訪問回数 2,001回以上	1事業所 あたり50万円		
【障害者総合支援法】 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援A型事業所 ・ 就労継続支援B型事業所 ・ 生活介護事業所 【児童福祉法】 ・ 児童発達支援事業所 ・ 放課後等デイサービス事業所	1月あたり延べ利用者数 300人以下	1事業所 あたり20万円		
	1月あたり延べ利用者数 301人以上 600人以下	1事業所 あたり30万円		
	1月あたり延べ利用者数 601人以上	1事業所 あたり40万円		
【障害者総合支援法】 ・ 自立生活援助事業所 ・ 就労定着支援事業所 ・ 就労選択支援事業所 ・ 計画相談支援事業所 ・ 地域移行支援事業所 ・ 地域定着支援事業所 【児童福祉法】 ・ 障害児相談支援事業所		1事業所 あたり20万円		
【障害者総合支援法】 ・ 共同生活援助事業所 ・ 宿泊型自立訓練事業所 ・ 短期入所事業所（併設型、単独型） ・ 療養介護事業所 ・ 障害者支援施設（施設入所支援事業所） 【児童福祉法】 ・ 福祉型障害児入所支援施設 ・ 医療型障害児入所支援施設 【生活保護法】 ・ 救護施設 ・ 日常生活支援住居施設		定員1人 あたり6千円		